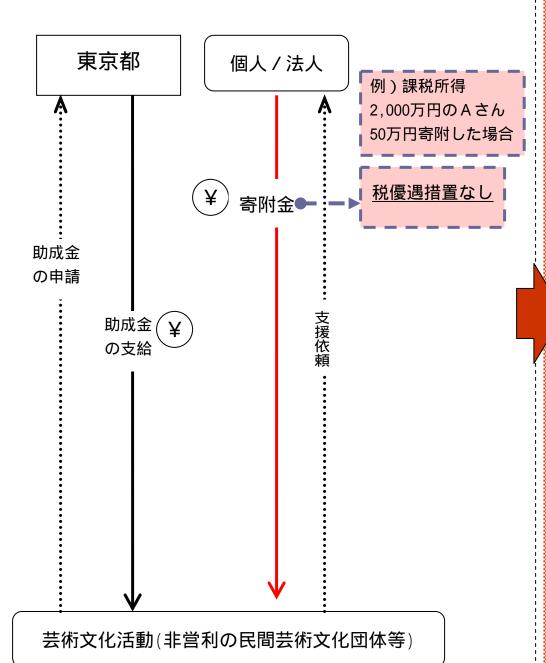
TOKYO ARTS FUND のイメージ

(現 行)

個人が非営利の民間芸術文化団体等に寄附をしても税優遇措置はない。 助成制度はあっても、活動資金が不足した状態



(新たな仕組み) = TOKYO ARTS FUND

TOKYO ARTS FUNDを公益財団等に設置することにより、TOKYO ARTS FUND内に設けた民間寄附の受けいにはいている。

け皿(基金もしくは特別会計)に寄附をすると、個人、法人いずれも税優遇措置を受けることができるようになる。

